

成田市広告入り回覧板作成業務 仕様書

1 概要

市から提供される行政情報の回覧を目的として、企業などの広告（以下「広告」という。）を加えた回覧板を事業者が作成する。

2 納品時期

令和5年9月（予定）

3 規格など

(1) サイズ：A4判縦型 二つ折りタイプ 縦318mm×横470mm程度 背巾15mm程度

(2) 紙 質：三枚合紙

(3) 刷り色：4色

(4) 綴じ具 80～100mmのクリップを見開き左ページの左端中央に配置

(5) 仕上げ PP加工

(6) 主な内容

- ・「成田市」「回覧板」「-よく見て早く回しましょう-」の文言を表紙に記載
- ・成田市観光キャラクター「うなりくん」のイラストを掲載
- ・回覧名簿の枠（26世帯分程）を掲載
- ・回覧板の内側部分に成田市からのお知らせを掲載
- ・広告など

(7) 広告の掲載

- ・成田市広告掲載要綱および成田市広告掲載基準を遵守する。また、競馬・競輪などの公営ギャンブルも広告として掲載できないものとする。
- ・クーポンを含んだ内容のものは、広告として掲載できないものとする。

4 部数

2,000部

5 配布期間・方法

納品時期から3年間をかけて市の窓口で回覧板の配布を行う。

6 作成方法

(1) 事業者は、回覧板の企画、編集、作成および納品を行う。その際、成田市（以下「市」という）と十分に協議し、市の承認を得なければならない。

(2) 事業者は、回覧板に広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は、事業者に帰属するものとする。なお、広告の募集について市は関与しない。そのため、市は「事業者に同行しての市内事業者への訪問」や「市内事業者への面会の連絡や調整」などを行わない。

(3) 事業者は、関係諸法令を遵守し、仕様書に定めるもののほか、企画提案書の記載事項のうち市が採択した事項についても履行する。

7 作成経費

回覧板の企画、編集、作成、納品および営業に係る費用(広告募集の際の封筒代など)は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

8 納品

事業者は、作成した回覧板を無償で納品する。

9 広告掲載内容への問い合わせなどの対応

事業者は、回覧板への広告掲載により、第三者に損害を与えた場合は、事業者または広告主の責任および負担において解決しなければならない。

10 損害賠償

(1) 事業者は、本事業の実施に関して市または第三者に損害を与えたときは、市の責めに帰すべき理由による場合を除き、その損害を賠償する。

(2) 本事業の実施に関して事業者の受けた損害については、市はいかなる責めも負わない。ただし、市の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

11 市の協定解除権

市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協定の全部または一部を解除することができる。なお、解除によって事業者に損害が発生した場合、市はその賠償の責めを負わない。

(1) 事業者が、協定書および仕様書などに定める役割を履行しないとき、または履行の見込みがないと市が認めたとき。

(2) 事業者またはその代理人などが、市の原稿の修正の依頼に応じないとき、または偽りその他の不正の行為があると市が認めたとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する暴力団、または暴力団員が事業者の経営などに関与していることが発覚したとき。

(4) その他事業者が協定に違反したと認められるとき。